

仕 様 書

1 件名

我孫子市国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託（単価契約）

2 目的

「我孫子市国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託（単価契約）」（以下「本事業」という。）は、糖尿病性腎症の重症化の予防が必要と思われる被保険者に対する保健指導を実施し、腎機能低下の遅延、人工透析導入の予防または導入時期の遅延を図る。また生活習慣の改善により健康・QOL(生活の質)の向上を通じて、医療費適正化を図る。

3 概要

本事業は、我孫子市（以下「甲」という。）が提供する対象者情報及びこの仕様書に基づいて、専門性を有する事業者（以下「乙」という。）が委託を受け、保健指導を実施する。

4 履行期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

（契約締結日の翌日から令和9年3月31日までは準備期間とし、令和9年4月1日から円滑に履行できるよう準備を行う。なお、準備期間に要する費用は受託者の負担とする。）

5 委託内容

本事業における委託内容は、以下のとおりとする。各事業の内容は別紙1、2を確認すること。

（A）保健指導（1年目）

（B）保健指導（2年目以降フォローアップ）

6 1年度毎の対象者見込数

(1) 参加勧奨見込人数

	(A)保健指導	(B)フォローアップ
令和9年度	150名	21名
令和10年度	150名	19名
令和11年度	150名	30名

(2) 参加見込人数

	(A)保健指導	(B)フォローアップ
令和9年度	15名	21名
令和10年度	15名	19名
令和11年度	15名	30名

7 人員体制

- (1) 本事業に従事する全ての者が「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」（令和6年3月厚生労働省ほか）、「千葉県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」（令和7年度改定千葉県）、「第3期我孫子市国民健康保険データヘルス計画」（令和6年3月我孫子市）及び「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」（令和6年4月厚生労働省健康・生活衛生局）を熟知していること。
- (2) 保健指導担当者は保健師、管理栄養士、薬剤師等の医療専門職とする。これらの医療専門職について、参加者数に見合った十分な人数を配置すること。
- (3) (2)で配置した専門人材は、糖尿病及び慢性腎臓病（CKD）の病態や治療方法について、専門医による講習や各学会のガイドラインの確認等により、あらかじめ介入に必要な知識及び技術を習得した者であること。
- (4) 保健指導担当者は原則、参加者1人につき1人が専任として全ての指導を行うこと。
- (5) 保健指導担当者は乙が直接雇用した者であること。

8 契約方法

複数単価契約とし、単価項目は別紙3を目安とする。

9 支払方法

月毎の完了払いとし、甲が請求書及び業務完了報告書を受領した日から起算して30日以内に乙に支払う。委託代金内訳に挙げる単価（税抜き）に完了分の数量を乗じた金額に消費税相当額を加算した額を支払う。その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

10 個人情報の取扱い

乙は、「我孫子市個人情報取扱特記事項」に定める事項を遵守しなければならない。

11 データ及び記録の保管管理

(1) データ及び記録の授受上の留意事項

個人情報に記載されたもの及び我孫子市公印規則に規定された公印が押印された又は摺込まれたものの授受にあたっては、厳重な管理の下行うこと。特に個人情報に記載されたものの授受については、セキュリティ便又は十分なセキュリティ対策が施されたオンラインストレージを利用できるよう、乙が環境を整えること。

(2) 廃棄の指示

乙は、委託契約期間終了後、本事業に関連するすべてのデータおよび記録をただちに破棄するものとする。破棄後、破棄した旨を文書で甲に報告すること。

12 再委託に関する注意事項

契約に係る履行の全部又は甲が指定した主要な業務を第三者に委任し、又は、請け負わせることは、原則禁止する。本契約における主要な業務は、仕様書の別紙1及び2に記載した、参加勧奨通知等の作成・発送を除く業務とする。

なお、付随的な業務や補助的な業務の再委託については、文書による申請と甲の承諾が必要となる。

13 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項その他本記載内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、円満に解決を図ること。

(2) 本事業に係る必要経費は全て委託料に含めること。

(3) 契約後速やかに本事業のスケジュールを提示すること。

- (4) 事業実施の詳細については事前に甲と協議するとともに、予期せぬ事態が発生した場合も、その対応について甲乙協議の上、決定すること。
- (5) 甲が開催する本事業の報告会等に乙の担当者が出席すること。
- (6) 参加勧奨通知、教材等に掲載するイラストや資料等の著作権については、乙の責任において事前に確認及び解決をしておくこと。

(別紙1)

(A) 保健指導 (1年目)

1 対象者

以下の(a)または(b)に該当する糖尿病治療中の者とする。(a)に該当する者については、甲から乙へ情報を提供する。(b)に該当する者については、かかりつけ医から参加勧奨を受けた本人が直接参加を申し込む。なお、過年度に「(A) 保健指導 (1年目)」に参加したことがある者であっても、(a)または(b)に該当する場合は再度対象とする。ただし、参加勧奨通知発送時点で「(A) 保健指導 (1年目)」終了から2年が経過していない者は除くこととする。

(a) 前々年度または前年度に健診受診歴があり、かつ糖尿病の投薬治療を受けている者のうち、健診結果がHbA1c6.5%以上であり腎機能の低下が認められる等、糖尿病性腎症の重症化予防が必要と思われる者。

(b) 糖尿病性腎症の重症化予防のため、生活習慣の改善が必要であるとかかりつけ医が判断した者。

2 委託内容の詳細

①参加勧奨

乙は、甲から提供される情報を基に、「1 対象者」のうち(a)の該当者に対し、以下のとおり保健指導への参加勧奨を行う。

(1) 乙は、保健指導に係る参加勧奨通知等を作成し、4月中旬までに初稿を甲に提出すること。甲の確認を経て5月上旬までに内容を確定させ、6月末までに参加勧奨通知等を対象者へ発送すること。なお、参加勧奨として送付する文書については毎年デザインを改めることとし、内容は甲と協議の上決定すること。決定した文書は、対象者へ発送する前に通知のサンプルとして5部甲に納品すること。

(2) 乙は、(1)の通知について、甲が市内医療機関へ周知するために必要な部数を5月中旬までに甲に納品すること。

●甲から市内医療機関に配布する参加勧奨通知見込部数

・令和 9年度 150通

・令和10年度 150通

・令和11年度 150通

(3) 乙は、参加するか否かの意向確認を全員に行うこと。参加勧奨通知等に、全員に返送を求める意向確認書を含むこととし、その内容は、参加希望の有無だけでなく、不参加者については不参加の理由を確認できるものとする。また、参加勧奨通知等には、意向確認書と、参加希望者について主治医が記載した生活指導内容の確認書それぞれに使用する返信用封筒（合計2枚）もあわせて同封すること。

(4) 参加勧奨通知等を送付する際は、我孫子市国保年金課からの送付物であることが分かるような封筒を作成し、使用すること。なお、返信用封筒は、甲が用意する切手不要のものを使用すること。

(5) 参加希望者に対して、乙から保健指導担当者の氏名及び電話番号を郵送等により通知後、通知をした電話番号から連絡し、参加意向に間違いがないかを確認した上で、参加希望者と相談の上、面談日時等を決定すること。なお、参加希望者に対して5回以上架電し不通である場合は、甲に連絡をした上で、今年度の参加は辞退とみなす旨を記載し、参加希望者に通知すること

③電話による問合せ対応

乙は、対象者に送付する参加勧奨通知等に乙及び甲の問い合わせ先を記載し、対象者から乙への質問等の連絡を受け付けることとする。対応には、本事業に関する知識を有する者が従事することとする。

④募集期間

乙は、保健指導への参加申込を随時受け付けることとする。

⑤教材、アンケートの作成

乙は保健指導で使用する教材、アプリ等を準備し、事前に甲と協議を行った上で、十分な説明と共に参加者へ提供することとする。

乙は、参加者のHbA1cや血圧等の検査結果、意識、行動について確認するアンケートを作成することとする。作成したアンケートは、保健指導で使用する教材とともに保健指導開始前に甲に提出することとする。甲に承認を受けたアンケートは、保健指導の初回と最終回に実施し、指導前後の比較を行うこととする。

⑥保健指導の実施

(1) 回数及び期間

指導は、面談、電話等による支援を月1回程度実施することとし、参加者1人に対し原則6か月間行うこと。面談は、初回及び最終回を含めて3回以上、電話等による指導は2回以上実施すること。その他参加者からの質問や相談がある場合は、対応可能な時間内で受け付けること。また、指導は履行期間内に完結させること。

(2) 面談の実施方法

ア 乙は、対面での面談とWeb面談に対応できる体制を整えること。

イ 面談の実施方法及び面談日時は、乙と参加者が相談の上で決定し、決定してから1週間以内に甲に報告すること。

ウ 対面により面談を実施する場合、保健指導担当者は身分が明らかとなる証を携帯し、参加者へ必ず提示すること。

エ 対面による面談の実施場所（甲が指定する会場、参加者の自宅等）は、参加者の希望をふまえ、甲乙協議の上定めること。

(3) 指導内容

ア 参加者のかかりつけ医から、当該参加者に係る診療方針を確認する文書を取得すること。その上で、当該参加者に対し、かかりつけ医の診療方針を踏まえ、指導期間中の生活全般に係るマネジメントを行うこと。

イ 特定健康診査の受診状況を確認し、特定健康診査の受診勧奨を実施すること。

ウ 歯周病と血糖コントロールの関係を踏まえた口腔衛生の指導や、歯周病未治療者と疑われる者への歯科受診を勧奨すること。

エ 参加者自身が自らの健康状態を自覚し、生活習慣改善のための自主的な取り組みを継続的かつ効果的に行うことができるようにすること。

オ 参加者が自ら日々測定する血圧・心拍数・体重・体脂肪・食事・運動・服薬等の健康状態等に関する電子データもしくは記録用紙（PHR）を保健指導で活用すること。

カ 服薬管理指導、食事療法指導、運動療法指導を行うとともに、血糖コントロール、インスリン抵抗性について指導する等、糖尿病性腎症の病期に合わせた指導を行うこと。

キ 医療機関での血液検査の結果を毎回聞き取り、その結果をふまえ、参加

者が自らの行動を振り返ることができるようにすること。

ク 指導を中断する者が出ないように工夫すること。

ケ 参加者の医療機関及び医師等の選択に影響するような発言は厳に慎むこと。

コ 「(B)保健指導(2年目以降フォローアップ)」に繋がるように参加者への意識づけを行うこと。

(4) かかりつけ医との連携

乙は、対象者((b)該当者含む)から参加申込があった場合、当該参加申込者のかかりつけ医から診療方針を確認する文書を取得すること。この文書は乙にて用意すること。かかりつけ医からこの文書を取得できない者については、参加を認めないこと。

かかりつけ医との良好な関係を築き、指導内容の定期報告及び必要に応じて相談を行うこと。

(5) 途中辞退者の判断

指導期間中に曜日や時間を変えて3回以上架電するも不通になった参加者を連絡不通者とし、甲へ報告すること。その後、文書による連絡を1回行い、それでも連絡がつかない場合は、甲と協議の上、途中辞退者とみなすこと。

文書の内容については、甲乙協議の上決定すること。

⑦各種報告書の作成・提出

乙は、以下の書類を作成し、提出する。その際、提出書類の内容及び提出時期は甲と協議の上定めることとする。また、他に報告を要する事案が発生した場合には、随時、当該事案について報告書を作成し、データ及び書面にて提出を行う。

(1) 月次報告書

参加者への指導を実施した月の翌月までに、次の内容を含む月次報告書を作成し、甲が確認した後、かかりつけ医へ提出すること。指導が終了した参加者については最終の月次報告書にて評価を行うこと。なお、仕様書において定めた指導内容を指導したことが分かるように記載すること。

【報告書記載事項】

- ・参加者から聞き取った生活状況、検査数値、測定値等
- ・指導した内容
- ・参加者の反応
- ・乙が考える参加者の課題、今後の指導計画

- ・ 設定した目標と設定した理由
- ・ 目標の達成状況

(2) 事業評価報告書

履行期間内の年度末ごとに、各年度内に指導完了した全参加者について、事業の効果分析及び評価の結果をまとめた事業評価報告書を作成し、甲へ提出すること。事業の効果分析及び評価は、医療機関における参加者それぞれの検査値の推移、保健指導初回と最終回のアンケート結果の分析による参加者本人の自己管理やQOL（生活の質）に関する自己評価、指導を行った保健師等の指導記録等により行うこと。

(3) 中断者報告書

参加者への指導を中断する場合、中断の理由等をまとめた中断者報告書を作成し、速やかに甲へ提出すること。

(別紙2)

(B)保健指導（2年目以降フォローアップ）

① 対象者

過年度の「(A)保健指導（1年目）」終了者で、当年度の(A)保健指導（1年目）の参加勧奨通知送付対象とならない者とする。対象者については、甲から乙へ情報を提供する。なお、対象者本人からの希望があれば、支援は単年度に限らない。

② 案内及び意向確認

- (1) 乙は、フォローアップについての案内通知を作成すること。通知の内容は甲乙協議の上決定することとし、完成後、データを甲へ提出すること。なお、通知の発送は、最後の保健指導実施日から6か月以上の期間を空けて、甲が随時行う。
- (2) 乙は、対象者に架電し参加するか否かの意向確認を全員に行うこと。甲からの案内通知送付後に全員へ架電し、意向を確認すること。不参加者については、不参加の理由も確認すること。架電の結果は甲へ報告すること。
- (3) 参加希望者については、面談日時を決めること。なお、参加希望者が了承する場合、意向確認から続けて初回の保健指導を行ってもよいこととする。
- (4) 意向確認の電話がつかない場合は、曜日・時間帯を変えて最大3回まで架電し、それでも不通である場合は不参加とみなすこと。

③電話による問合せ対応

乙は、対象者に送付する案内通知に乙及び甲の問い合わせ先を記載し、対象者から乙への質問等の連絡を受け付けることとする。対応には、本事業に関する知識を有する者が従事することとする。

④保健指導の実施

- (1) 甲から提供される、参加者の過去の指導記録及び健診結果データを活用すること。
- (2) 参加者の定期通院時の最新の血液検査の結果を聞き取ること。
- (3) 保健指導は面談又は電話により行うこと。
- (4) 指導回数は最大で5回、指導時間は1回あたり20分を目安に行うことを基

本とするが、参加者の状況に応じて臨機応変に対応すること。

(5) 主な指導内容は以下のとおりとすること。

ア かかりつけ医からの指導内容及び自己管理状況の確認

イ 疾病等に係る知識の確認

ウ 血液検査データの分析

エ 特定健診及び歯科の受診勧奨

オ 自己管理の継続勧奨

カ 質疑応答

(6) 次年度も「(B)保健指導(2年目以降フォローアップ)」の対象となる者へは、引き続きフォローアップにつながるよう意識づけを行うこと。

(7) 指導にあたって、参加者の医療機関及び医師等の選択に影響するような発言は厳に慎むこと。また、参加者が指導途中で脱落することがないように創意工夫すること。

(8) 乙は、参加者が「(A)保健指導(1年目)」に参加した時と同じ保健指導担当者から指導を受けられるよう、可能な限り調整すること。

(9) 指導期間中に曜日や時間を変えて3回以上架電するも不通になった参加者を連絡不通者とし、甲へ報告すること。その後、文書による連絡を1回行い、それでも連絡がつかない場合は、甲と協議の上、途中辞退者とみなすこと。文書の内容については、甲乙協議の上決定すること。

(10) 指導は履行期間内に完結させること。

⑤各種報告書の作成・提出

乙は、以下の書類を作成し、甲に提出する。その際、提出書類の内容は甲と協議の上決定することとする。また、他に報告を要する事案が発生した場合には、随時、当該事案について報告書を作成し、データ及び書面にて提出を行う。

(1) 指導報告書

各年度の全指導完了後、乙は、参加者それぞれに対する指導内容をまとめた指導報告書を作成し、履行期間内の各年度末までに甲へ提出すること。

(2) 中断者報告書

参加者への指導を中断する場合、中断の理由等をまとめた中断者報告書を作成し、速やかに甲へ提出すること。

(別紙3)

単価表（例）

	項目	単価（１回あたり）
当年度保健指導	参加勧奨通知の作成・印刷・封入・封緘・郵送	
	我孫子市配布用参加勧奨通知	
	問い合わせ対応	
	保健指導（対面）	
	保健指導（Web）	
	保健指導（電話）	
	月次報告書作成	
	事業評価報告書作成	
	中断者報告書作成	
フォローアップ	参加意向確認（電話）	
	保健指導（対面）	
	保健指導（電話）	
	指導報告書作成	
	中断者報告書作成	